

(経済産業省生産動態統計調査)

## 審 査 メ モ

## 1 今回申請された変更について

経済産業省は、平成29年9月以降に実施する経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）について、「報告を求めるために用いる方法」を、以下のとおり変更する計画である。

## (1) 調査方法の変更

本調査で用いられている109種類の調査票（以下「月報」という。）のうち、経済産業省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査系統に都道府県が含まれない調査：計46月報）に係る回収・督促、審査、照会、集計等の業務を民間事業者へ委託する（表1参照）。

この変更に伴い、調査計画書上、「報告を求めるために用いる方法」に「経済産業省－民間事業者－報告者」を追加する。

表 1

調査系統			月報数	例	
① 経済産業省   報告者	② 経済産業省   経済産業局   報告者	③ 経済産業省   都道府県   報告者			
○			15	機械器具月報（その45）航空機 等	民間事業者へ委託 (46月報)
○	○		7	鉄鋼月報（その6）鋼管 等	
	○		24	紙月報 等	
○	○	○	24	機械器具月報（その40）自動車 等	変更なし (63月報)
○		○	1	セメント・セメント製品月報	
	○	○	23	機械器具月報（その35）電子部品 等	
		○	15	革靴月報 等	

(注) 複数の系統がある月報については、調査対象事業所の従事者規模別等で①～③を区分している。

## (審査状況)

経済産業省は、民間事業者のノウハウやリソースを活用することにより、結果精度を担保した上で、調査結果を安定的かつ効率的に提供するため、本調査で用いる月報の一部（計46月報）に係る回収・督促、審査、照会、集計等の業務について、平成29年9月分調査から、民間事業者へ委託して実施することとしている。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、民間事業者を活用する際に留意すべきとされて

いる点<sup>(注)</sup>を満たすものとなっているか、また、その効果や影響等について確認する必要がある。

(注) 第Ⅱ期基本計画(抄)

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

(中略)

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。(略)

(論点)

a 民間委託を計画している月報の範囲等

- ① 今回、民間委託の導入を計画している月報は、具体的に、どの品目に関するものか。また、それらは、鉱工業指数（I I P）において、どの程度のウェイトを占めるのか。
- ② 今回、民間委託の導入を計画している範囲は、どのような考え方にに基づき検討したのか。特に、本省直轄及び経済産業局経由の月報を、民間委託の範囲とした理由は何か。また、今回民間委託の対象とならない都道府県経由を含む月報は、今後、どうするのか。

b 民間委託の開始時期

民間事業者に業務を委託する時期を、平成29年9月分調査からとしている理由は何か。

c 民間委託の業務内容

- ① 今回の変更により民間委託を想定している業務は何か（現在と変更後の業務フローや業務量等を基に、具体的に説明していただきたい。）。また、民間委託後における経済産業省と民間事業者との業務調整は、どのように行われるのか。
- ② 民間事業者の活用により、どのような効果を期待しているのか（例えば、類似の統計調査の事例における民間事業者の活用結果等を踏まえ、具体的に説明していただきたい。）。

d 民間事業者を活用する際の留意点

第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている以下①～④の点について、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長会議等会議申合せ）等を踏まえ、どのような対応を検討しているのか。

① 結果精度の維持・向上

- ・ 民間委託後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか（特に、民間事業者が行うと想定される報告者への督促、審査及び疑義照会等について、どのような取組を行うのか。その取組は、業務仕様書等に明示されているか。）。
- ・ 類似の統計調査の事例における回収率や集計時期にどのような効果、影響があった

のか。

- ・ 集計はどのような手順で行われるか。経済産業省は、結果精度の維持の観点から、どのような関与を予定しているか。また、事業所の数字が大きく変化した場合に実施する、変化の要因分析等に影響は生じないのか。

## ② 報告者の秘密保護

- ・ 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定し、仕様書等に明示するのか（各業務における秘密保護措置、再委託の扱い等）。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。

## ③ 信頼性の確保

- ・ 民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定し、仕様書等に明示するのか。また、例えば、商業動態統計調査等において、秘密保護に懸念を示されたような例はないか。

## ④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・ 民間事業者の履行能力を確認するため、どのような取組を想定し、仕様書等に明示するのか。

## e 実査スケジュール

今回、民間委託を行う月報の実査に係るスケジュール（調査票の配布、回収・督促、審査、集計、公表等）は、現状のスケジュールに比して、何か影響を受けるのか。

## f 民間委託後の影響評価

今回の変更後の調査結果への影響について、どのような検証を予定しているのか。

## (2) 調査系統の整理

今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される47月報の調査方法を、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更する。

### (審査状況)

本調査のうち、経済産業局経由の調査においては、調査系統上、調査員調査が含まれていたが、実際には、平成27年度から調査員調査は行われておらず、今後も調査員を活用する見込がないことから、今回、調査計画を変更するものである。

これについては、実態に沿った計画に変更することは妥当であるが、これまで調査員が実施していた調査票の提出依頼や記入指導等が行われなくなることから、必要な精度の確保・向上を図る上で、支障がないか確認する必要がある。

### (論点)

- a 調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替えた調査対象において、切り替えの前後の回収率はどのように推移しているか。
- b 本調査の報告者については、近年、報告者の変更はどの程度発生しているか。また、新たに報告者となった事業所に対する依頼・指導はどのように行っているか。

## (3) 提出先、提出期日及び提出部数の変更

上記(1)の変更を受け、民間事業者に委託される経済産業局経由の31月報について、以下のとおり変更する。

- ① 提出先 : 「経済産業局長」 ⇒ 「経済産業大臣」
- ② 提出期日 : 「翌月10日」 ⇒ 「翌月15日」
- ③ 提出部数 : 「2部」 ⇒ 「1部」

### (審査状況)

上記の31月報は、今回の民間事業者への委託により、調査票が経済産業局を経由しなくなることを踏まえ、提出先、提出期日、提出部数を変更するものであり、適切と考える。

## 2 その他

### <オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査の3種類の調査方法により、自計方式で実施されているが、第Ⅱ期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。<sup>(注)</sup>

#### (審査状況)

本調査におけるオンライン調査の利用率(分母は、回収が得られた数ではなく報告者数)は約55%となっており、近年漸増傾向にある。

これは、他の統計調査と比較すると高い傾向にあるが、本調査が月次調査で調査対象事業所の入替えがあまりないことを考慮すれば、同一の事業所に反復継続的な形で調査が実施されているものとする。

このことから、本調査のオンライン調査の利用実績を上げる余地はあると考えられ、オンラインによる回収率の向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

#### (論点)

- a 最近（3か年度）の調査票の回収状況（全体の回収率、オンライン調査による回収率等）は、調査系統ごとに、どのような推移となっているか。
- b オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。当該取組の効果は出ているか。また、今後、どのような対策や取組を行うことを予定しているか。

#### (注) 第Ⅱ期基本計画（抄）

別表 今後の5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(以上)